

告示

埼玉県告示第三百九十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十九年三月二十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

| 商号又は名称 | 主たる営業所の所在地 | 代表者の氏名 | 許可番号 |
|--------------|-----------------------|--------|------------------------------|
| 株式会社ハウスリスト | 埼玉県川越市今福八二〇番地二 | 亭光彦 | 埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号 |
| 株式会社ラインクリエート | 埼玉県志木市本町六丁目一八番二二号 | 中尾 英俊 | 埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号 |
| 株式会社サンエス | 埼玉県川口市芝中田一丁目四〇番八号 | 鈴木 一郎 | 埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号 |
| 有限会社伊藤建設 | 埼玉県戸田市喜沢南一丁目二番二五―四一四号 | 伊藤 裕幸 | 埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号 |
| 鈴木内装 | 埼玉県春日部市米島八六一番地一九 | 鈴木 俊秋 | 埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号 |
| 株式会社小川建設 | 埼玉県春日部市銚子口六六三番地三 | 小川 誠 | 埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号 |
| サクラ工業株式会社 | 埼玉県三郷市幸房一四四四番地 | 佐藤 秀夫 | 埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三九七九号 |

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

平成二十九年埼玉県告示第二百三十九号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。